

平成19年から

あなたの所得税・住民税が変わります

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税率が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

所得 税

平成19年1月分から適用

4段階の税率を

6段階に細分化

（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住 民 税

平成19年6月分から適用

3段階の税率から

一律10%に

（都道府県民税4%、市区町村民税6%）

《問合せ先》 上島町各総合支所税務担当課

20歳になったら

国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老

後や、生活の安定を損なう

ような「万が

一」の事態に

備え、保険料

を出し合い、

お互いを支え

合う制度で

す。

20歳になっ

たら、忘れず

に国民年金に

加入しましょう。



■国民年金の加入手続きはど

こで行えばいいの？

国民年金の加入手続きは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口で直接行ってください。

■毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料（定額）は、月額13860円です。※平成18年の額

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

■口座振替が便利でお得！

口座振替は、金融機関等の窓口で

の現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる当月末振替（早割）があります。早割は月額50円が割引されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べさらに割引額が高くなります。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して3499円引き（現金での1年前納は2950円）です。※平成18年の額

■保険料の納付が困難な方

20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」などの保険料免除制度を利用することができます。

所得の少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や所得のない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができないこと等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

《問合せ先》

社会保険事務所又は、上島町各総合支所住民課及び住民福祉課の国民年金担当係

テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機は 家電リサイクル商品です!!

平成13年4月1日より、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機の家電4品目には、リサイクルが義務付けられました。この家電4品目は粗大ごみとして排出するのではなく、製造業者（メーカー）が家電小売店を通じ回収し、リサイクルします。そして、これらの製品を廃棄する際は、リサイクル料金と収集運搬料金を消費者本人が負担することとなります。家電リサイクル商品を排出される際は、以下の手順に従ってください。

①排出する家電リサイクル商品を購入した家電小売店がわかる場合

家電小売店には、自らが過去に販売した家電リサイクル商品の引取り義務があります。
処理料金※1を支払って購入した家電小売店に引取ってもらってください。

②同種の家電リサイクル商品を購入（買い替え）する場合

同じ種類の家電リサイクル商品を購入する場合は、購入家電小売店に処理料金※1を支払って引取ってもらってください。

③家電小売店に引取り義務のない家電リサイクル商品を排出する場合

購入した家電小売店がわからない、引越しにより購入した家電小売店が遠くなった等の理由により、家電小売店に引取ってもらうのが困難な場合は、上島町が引取って、製造業者（メーカー）に引き渡します。その際は、処理料金※2の負担が必要となります。

郵便局でリサイクル料金を支払い、手続きを済ませてから役場までお越しください。

※1 家電小売店に引取ってもらう場合の処理料金

$$\text{《消費者の費用負担額》} = \text{《収集・運搬料金》} + \text{《再商品化等料金（リサイクル料金）》}$$

各家電小売店で決定 ※別表1 参照

※2 上島町が引取る場合の処理料金

$$\text{《消費者の費用負担額》} = \text{《収集・運搬料金》} + \text{《再商品化等料金（リサイクル料金）》}$$

※別表2 参照 郵便局で支払う（料金は別表1 参照）

【別表1】再商品化（リサイクル）料金

商 品	料金（税込）
テレビ	2,835円
エアコン	3,675円
冷蔵庫・（冷凍庫）	4,830円
洗濯機	2,520円

※一部リサイクル料金の異なる製造業者があります。

【別表2】特定家庭用機器再商品（家電リサイクル商品）収集
運搬処理手数料

区 分	金 額
テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機 各1台につき	直接搬入 2,800円 （町指定場所まで自己搬入する場合）
	収集による搬入 3,300円 （町が収集する場合）

粗大ごみの収集状況について

11月26日に弓削地区で実施した不燃系粗大ごみの収集状況は、**収集件数：約220件、違反ごみ：8件**でした。

違反ごみの内6件については、地区の協力により処理済みで、現在、集積場の状況は地区の熱心なご協力により、好転してきています。残りの2件については、貼付けされたシールの金額不足ですが、現在、町と地区長において状況を調査中です。

なお、わかりにくい用語を次のとおり解説しますので、今後の参考にしてください。

■直接搬入…廃棄物（粗大ごみ他）を排出する方が、自宅等から上島町が指定する場所まで持ち込むことを言います。粗大ごみの処理においては、収集扱いと比較して半額の料金になっています。

従って、粗大ごみの集積場に排出する場合は、“収集扱い”となりますので、粗大ごみシールの貼付等、ご注意ください。なお、排出方法がよくわからない場合は、担当課までお申し出ください。

《問い合わせ》 弓削総合支所生活事業課 TEL 77-2500
岩城総合支所住民課 TEL 75-2500

生名総合支所住民課 TEL 76-3000
魚島総合支所住民福祉課 TEL 78-0011